

12月
NO.1

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度総合福祉システム端末等機器の借入(再リース)

2 契約の相手方

FLCS株式会社 関西支店

3 特名理由

総合福祉システムについては、本市標準準拠システム移行方針に基づき令和8年1月に機種更新を行う予定であるが、現在使用している業務端末等機器(以下、「現行端末」という)については、令和6年12月末に契約期間が終了するため新たに借入の契約を締結する必要がある。

総合福祉システムが稼働するためには、現行端末と同じ仕様(OS:Windows10LTSB2019、LTSC2021)のものが必要となるが、すでに販売が終了し新規に調達することが出来ないことから、機種更新までの間、現行端末を継続して使用する必要がある。

以上のことから、現行端末業者であるFLCS株式会社と特名随意契約を締結する。

4 再リースを実施する現行端末において実施する主な業務

- ・生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉のいわゆる福祉六法関連の業務に加えて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する業務。
- ・関連システムとのデータ連携(住民基本台帳等事務システム、税務事務システム等)

5 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

6 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課

担当:辻、奥野(電話 06-6208-8956)